

NEWS LETTER

熱中症対策の義務化

社会保険労務士法人 アグス

札幌市豊平区平岸4条2丁目2番3号

TEL 011-823-2879

FAX 011-817-2324

agsg@ags-sapporo.or.jp

近年、職場における熱中症の死傷者数は年間30人以上発生し、とくに建設業、製造業、物流業、屋外作業などは熱中症による労災が増加しています。

熱中症対策として、令和7年6月1日から労働安全衛生規則の改正により、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な措置を講じることが義務化されます。

具体的には①～③を行うことを求められています。

①報告体制の整備 ②実施手順の作成 ③関係者への周知

熱中症対策の実施義務に違反した場合は、『6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金』の罰則が事業主に科されます。

対象となる人

労働者および同一作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者

対象となる作業

- ① WBGT値が28度以上、または・気温が31度以上の環境下の作業場において行われる作業で
- ② 連続して1時間以上または1日に4時間以上実施が見込まれる作業
WBGTとは・・・熱中症の危険度を評価するための暑さ指標。
気温・湿度・日射・気流の4要素を総合的に評価し計算される

熱中症の早期発見取組み

- ・体調チェックシートの記入（朝礼時など）
- ・チームごとの相互確認
- ・リスクの高い従業員の把握と管理 など



改正による措置義務

報告体制の整備

- ・報告する連絡先や担当者を決めておく
（緊急連絡網の整備）
- ・あらかじめ現場近くの医療機関の所在地や連絡先を把握しておく

実施手順の作成

- ・作業からの離脱
- ・身体の冷却
- ・必要に応じて医師の診察や処置を受けさせること
- ・事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

関係者への周知

- ・朝礼、ミーティングでの周知
- ・会議室、休憩所など、分かりやすい場所への掲示
- ・メール、社内イントラネットでの通知

北海道の夏も本州と差のない猛暑が続くようになりました。

今回の改正を機に、職場の安全対策を見直し、従業員の健康と命を守るため、熱中症予防対策を強化しましょう!!